

福島県女性活躍オフィス立地促進事業補助金交付要綱

(制定 令和7年4月1日)

(趣旨)

第1条 県は、県内外の企業によるオフィス等の新たな拠点づくりを促進させることで、女性の「働く場」の創出と県内における女性の定着化を促し、ひいては、県内産業の活性化を図るため、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、用語の定義は、別表第1に定めるところによる。

(補助対象者)

第3条 この補助金の交付の対象となる企業（以下「補助対象者」という。）は、会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社で別表第2に掲げる業種を行う会社のうち、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 福島県の県税に滞納がないこと。
- (2) 第6条第1項に規定する事業計画書を提出する年度の4月1日時点において、補助対象事業の操業実績が5年以上であること。

(補助対象事業)

第4条 この補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表第3に定めるところによる。

(補助要件)

第5条 補助対象事業は、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 社員の居住の用に供する住宅でないこと。
- (2) 風俗営業又は性風俗関連特殊営業に該当する事業を行うものでないこと。
- (3) 宗教活動又は政治活動に関する事業を行うものでないこと。
- (4) 補助対象者と賃借建物の賃貸人、あるいは、売買建物の売主との間に資本上の親子関係が存在しないこと。
- (5) 賃借建物の賃貸人、あるいは、売買建物の売主が、補助対象者の代表取締役（以下「当該代表取締役」という。）又は当該代表取締役と同じ者を代表取締役とする企業でないこと。
- (6) 賃借建物の賃貸人、あるいは、売買建物の売主が、当該代表取締役の配偶者若しくは当該代表取締役の三親等以内の血族又は当該代表取締役の配偶者若しくは当該代表取締役の三親等以内の血族を代表取締役とする企業でないこと。
- (7) その他、補助対象事業として適当でないと知事が判断するものでないこと。

(事前届出)

第6条 この補助金の交付を受けることを希望する者は、賃貸借、あるいは、売買に係る契約を締結する前に、次に掲げる書類を添えて、補助対象事業に係る事前届出書（様式第1-1号）を知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（参考様式1）
 - (2) 商業登記事項証明書及び定款
 - (3) 直近5事業年度の決算書
 - (4) 組織図
 - (5) 対象施設の位置図・施設内部のレイアウト図
 - (6) 福島県が発行する納税証明書
 - (7) その他、知事が必要と認める書類
- 2 知事は、前項の規定による届出があった場合は、補助事業の趣旨等に合致するかどうかを審査し、適当と認める場合は、補助対象事業に係る承認書（様式第1－2号）により承認するものとする。
- 3 第1項の届出内容に変更又は中止があった場合には、事前届出内容変更（中止）届（様式第2号）を作成し、必要な書類を添えて、速やかに知事に提出しなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。
- 知事は、届出があった場合は内容を審査し、適当と認める場合は、補助対象事業に係る承認書（様式第1－2号）により承認するものとする。
- 4 第3項に規定する軽微な変更は、次のとおりとする。
- (1) 補助事業に要する経費（補助金の交付の対象となる経費に限る。）の20%以内の減額
（補助対象事業の承継）
- 第7条 合併、分割、相続その他の事由により、補助対象事業を承継した者は、補助対象事業承継届（様式第3号）を作成し、承継を証する書類を添えて、速やかに知事に提出しなければならない。
- （事業開始届）
- 第8条 第6条第2項の規定による承認を受けた者は、速やかに賃貸借契約書・売買契約書等の写しを添えて、事業開始届（様式第4号）を知事に提出しなければならない。
- （補助額及び限度額）
- 第9条 賃借料の補助額は、現に支払った賃借料（ただし、賃借料に係る消費税及び地方消費税相当額、敷金、礼金、共益費その他類する諸経費を除く。）とし、1年度につき12箇月分200万円を限度に基準日（月の途中で入居した場合には翌月）から24か月を限度に予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、月の途中で退去した場合は、退去した月の前月までを補助対象とする。なお、同一の補助対象経費に対し、行政機関等が交付する他の補助金等の交付を受けている事業については、他の補助金等を控除した額を補助対象とする。
- 2 人件費の補助額は、新規雇用した女性被雇用者1人につき12か月分30万円を限度とし、基準日以降に新規雇用した女性被雇用者の雇用月数に2万5千円を乗じた額を予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、月の途中で雇用した場合は雇用した翌月から、月の途中で退職した場合は退職した月の前月までを補助対象とする。
- （交付の申請）
- 第10条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該年度における賃借料は現に支払った金額、人件費は前条第2項に基づき算出した金額について、次の表に定める書類を提出する。

| 申請書 | 添付書類 | 提出期限 |
|-----------------------------------|---|-----------|
| 女性活躍オフィス立地促進事業補助金交付申請書 (様式第5号) | 1 事業実績書(参考様式2) 2 賃貸借契約書の写し 3 賃借料支払証明書(様式第6号)又は領収書の写し、その他賃借料の支払が確認できる書類 4 新規雇用した女性被雇用者の雇用契約書及び住民票の写し 5 新規雇用した女性被雇用者に対する当該年度の給与支払が確認できる書類 6 福島県内に所在するオフィス等の従業員名簿 7 法人等の事務所等設置届の写し 8 補助要件に該当していることを誓約する書類(様式第7号) 9 知事が必要と認める書類 | 知事が別に定める日 |

2 前項の規定に関わらず、以前の申請等で既に書類を提出している場合は、提出を省略することができる。ただし、内容に変更が生じている場合は、この限りではない。
(補助金の交付決定)

第11条 知事は、女性活躍オフィス立地促進補助金交付申請書(様式第5号)の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査又は現地調査を行い、交付の決定をするものとする。

(取り下げ)

第12条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

(補助金の交付請求)

第13条 申請者が補助金の交付を請求する場合に提出する書類は、次の表に定めるところによる。

| 申請書 | 添付書類 | 提出期限 |
|-----------------------------------|-------------------------------|-----------|
| 女性活躍オフィス立地促進事業補助金交付請求書 (様式第8号) | 1 交付決定通知書の写し 2 知事が必要と認める書類 | 知事が別に定める日 |

(補助金の交付決定の取消し)

第14条 補助金の交付の決定を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、その決定の全部を取り消し、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(1) 補助金の交付後、法令を遵守していないと認められるとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受け又は受けようとしたとき。

(3) 補助事業開始日から2年以内に県内での当該事業を休止し又は廃止したとき。

(書類の整備等)

第15条 帳簿及び証拠書類は、当該補助金交付決定の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(雑則)

第16条 この要綱の実施に関し、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から実施する。